

# 商品やサービスにお金を支払う方法



商品やサービスにお金を支払う方法は、「現金」「クレジットカード」「デビットカード」「銀行振り込み」「電子マネー決済」「コンビニ決済」などさまざまな方法があり、お金を払うタイミングも、その時すぐや、前払い、後払いなどさまざまです。

私もクレジットカードが欲しいわ。ネットショッピングでも使えるし、便利そうよね。



## クレジットカード

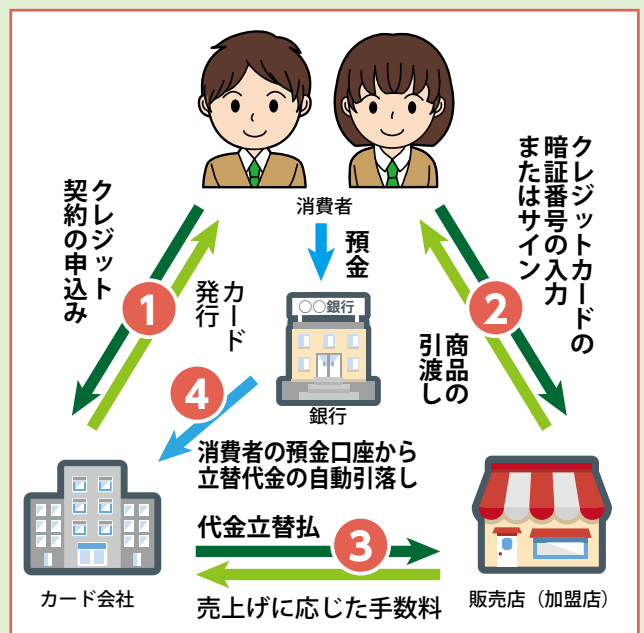
現金以外の支払方法として、代表的なのがクレジットカードです。

お店やネットショッピングなどでも使えて便利ですが、その仕組みと注意点を覚えておきましょう。

### ◆クレジットカード払いの仕組み

クレジットカードで商品を買くと、代金をクレジットカード会社が立て替えてお店に支払い、利用者は後日にクレジットカード会社にお金を支払います。

つまり、クレジットカード会社に借金をして、商品を買っているのです。



### ◆クレジットカードの支払方法

| 支払方法           |                                                   | 手数料                |
|----------------|---------------------------------------------------|--------------------|
| 一括払い           | 代金を一括で支払う。                                        | なし                 |
| 分割払い           | 代金を何回かに分けて支払う（3回払い、12回払いなど）。                      | 代金と支払回数に応じた手数料がかかる |
| リボルビング払い（リボ払い） | 月々の支払金額を毎月一定額または残額に対して一定率に決めておいて支払う。支払回数は決まっていない。 | 利用残高に応じた手数料がかかる    |



### ◆利用するときの注意点

- クレジットカード会社に支払う日までに、口座にお金を用意しておく必要がある。
- いくら使っているかをしっかりと理解し、計画的に利用する。
- 自分以外の人にクレジットカードを貸したり、暗証番号を教えない。
- リボ払いは、支払額が一定で支払残額が分かりにくくなる。また、手数料が高額。

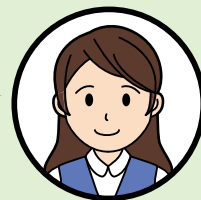
## 「よく考えて買う」ことのできる消費者になろう

買い物するときには、商品の価格や品質、安全性などに加え、その商品が「環境」や「社会」に及ぼす影響についても考えましょう。

商品を購入するときは値段や品質以外に、何に気をつければいいのか？



環境に与える影響を少なくするには、エコ商品を使うことや、輸送エネルギーが少なくすむよう地元の物を買うなど、考えて商品を選ぶことが大切です。日常生活のなかで、「フェアトレード商品（※1）」や「エシカル消費（※2）」というキーワードも意識してみましょう。



※1フェアトレード商品……立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指し、開発途上国の原料や製品を適正な価格で購入された商品。

※2エシカル消費……障がいがある人の支援につながる商品や、フェアトレード商品、エコ商品を選んで購入するなど、人や社会、環境に配慮した消費を行うこと。

## 「声をあげること」のできる消費者になろう

消費者トラブルにあったときには、あきらめずにお店と交渉したり、家族や消費者センターに相談しましょう。

泣き寝入りせず、声をあげることによって商品やサービスが改善されたり、注意情報が発信されたりします。

消費者センターですか？  
こんなトラブルで  
困っています……。



## 「トラブルについて知り、身近な人々の消費生活を見守る」消費者になろう

消費者トラブルにあわないためには、どのようなトラブルがあるかや、その対応について知ることが大切です。

また、自分がトラブルにあわないことに気をつけるだけでなく、家族や友人、周りのお年寄りなどに声をかけたりして、身近な人を見守ることのできる消費者になりましょう。

還付金の手続きって  
どうするんですか？

ちょっと待って！  
それは詐欺です！



自分自身はもちろん、友達や家族が消費者  
トラブルに困っていたら助けてあげよう！





消費者トラブルに巻き込まれたら、  
すぐに家族や学校の先生、  
消費者センターに相談しよう!



## 大阪市消費者センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟3階  
ニュートラム「トレードセンター前」駅下車  
<http://www.city.osaka.lg.jp/inet>



## 消費生活相談専用電話

# 06-6614-0999

受付時間:午前10時~午後5時 休み:12/29~1/3  
消費者ホットライン「188(いやや!)番」でも  
つながります

### ～保護者の皆様へ～

消費者被害にあわないためには、自分自身で注意することはもちろん、家族でお互いに注意喚起しあうことが大切です。また、子どもは被害にあっても誰にも相談せずに一人で抱え込むことが多いので、日ごろから声をかけあい、トラブルに巻き込まれている場合は、一緒に消費者センターへご相談ください。

民法改正により、2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳~19歳の方は未成年者に適用される取消権を失います。これにより、若者の消費者トラブルが拡大する懸念があります。

大阪市消費者センターでは、学校やPTA、地域団体からのご依頼により、無料で講師を派遣し、お子様から高齢者まで受講者に合わせた内容で、よくある消費者トラブル事例やその対処方法についてビデオなどを用いながら解説する「地域講座」を実施しています。

土曜・日曜・祝日、夜間でも開催できますので、勉強会などでぜひご活用ください。

**ビバケンと学ぶ 防ぐで! 消費生活トラブル**

|          |              |                 |
|----------|--------------|-----------------|
| 通信販売トラブル | ワンクック講座      | “かしこ”な消費者になるために |
| SNSトラブル  | オンラインゲームトラブル |                 |

